

令和6年度 福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

資料目次

- 資料 1 令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)
- 資料 2 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：労働者代表意見)
- 資料 3 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：使用者代表意見)

令和6年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B)／(A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C)／(D)
			労働 協約	公正 競争							
令和6年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼 圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連 合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,290 人	3,165 人	50.3%	1,326 円	1,053 円	273 円	125.9%
令和6年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報開 連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志	○		17,770 人	9,990 人	56.2%	1,117 円	1,019 円	98 円	109.6%
令和6年6月26日	福岡県輸送用機械器具製 造業	自動車総連福岡地方協議 会 議長 中野 敬介	○		26,860 人	14,823 人	55.2%	1,117 円	1,029 円	88 円	108.6%
令和6年6月26日	福岡県百貨店、総合スー パー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		13,200 人	8,359 人	63.3%	1,005円	945円	60円	106.3%
令和6年7月1日	福岡県自動車(新車)小売 業	自動車総連福岡地方協議 会 販売部門連絡会 委員長 吉武 和也	○		9,780 人	6,570 人	67.2%	1,070 円	1,028 円	42 円	104.1%

※「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入

令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合	令和6年3月26日	80名	¥1,143	¥1,069	¥1,003
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年4月17日	575名	¥1,200	¥1,129	¥1,079
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年4月1日	124名	¥1,200	¥1,129	¥1,079
〇〇株式会社	〇〇労働組合(〇〇地区)	令和6年4月1日	517名	¥1,200	¥1,129	¥1,079
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月1日	532名	¥1,140	¥1,109	¥1,050
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年3月16日	452名	¥1,197	¥1,119	¥1,074
株式会社〇〇 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年5月9日	1,583名	¥1,190	¥1,119	¥1,074
株式会社〇〇 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月9日	353名	¥1,190	¥1,119	¥1,074
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月29日	531名	¥1,190	¥1,165	¥1,165
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年5月31日	356名	¥1,125	¥1,075	¥1,030
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年5月31日	289名	¥1,125	¥1,075	¥1,030
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年5月31日	534名	¥1,125	¥1,075	¥1,030
株式会社〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年4月1日	472名	¥1,117		
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月1日	2,026名	¥1,242	¥1,104	¥1,042
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年4月5日	433名	¥1,148	¥1,071	¥1,049
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月10日	438名	¥1,128	¥1,076	¥1,032
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年3月31日	235名	¥1,190	¥1,114	¥1,082
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月9日	231名	¥1,250	¥1,082	-
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年4月17日	109名	¥1,137	¥1,068	¥1,030
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年6月28日	120名	¥1,177		
合計			9,990名	最低： ¥1,117	最低： ¥1,047	最低： ¥1,003

2024年6月27日

福岡労働局
局長 小野寺 徳子 殿



全日本電機・電子・情報関
福岡地方協議会 謹

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規程により、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 17,770人
- 2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 17,770人
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数と割合 9,990人 (56.2%)
最も低い労働協約の金額 182,500円/月、1,117円/時間
現在適用されている法定最低賃金 1,019円/時間
- 5 添付書類
 - ① 労働協約の写し
 - ② 申出合意書および申請代表者に対する委任書
 - ③ 福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者総数と、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数

以 上

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

(1) 電機産業はわが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較してもウエイトが高くなっています。とくに、電子部品・デバイス、情報通信機械器具などは、コロナ禍で普及したテレワークやWeb会議など新しい働き方を支え、現在でも継続して広く一般的に利用されています。

引き続き、IoTやビッグデータ、ロボット、そして、各分野で注目されている人工知能(AI)など電機産業の高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のDX化推進やカーボンニュートラルの達成など国レベルでの大変革への実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されています。

そのため、他産業を含めた日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくために、また、半導体産業推進は国策となっていることから電機産業全体の現場力を支える優秀な人材を確保していかなければなりません。

(2) 産業界にふさわしい優秀な人材の確保さらには定着のためには、電機産業で働く魅力を高めるとともに、特定(産業別)最低賃金の金額改正により産業全体の賃金の底上げをはかり、付加価値生産性に見合った人件費水準を実現することによって、サプライチェーンを含めた電機産業の健全かつ持続的な成長をはかっていかなければなりません。

したがって、これまで取り組んできた、地域間格差の是正、福岡県内の他業種との賃金格差の是正、非正規雇用で働く労働者の労働条件を向上、さらには経済の好循環につなげる必要があります。

ここ数年続く特定(産業別)最低賃金の引上げの流れを止めることなく継続していくことで、人材の確保・定着をはかるとともに持続的な産業の発展につなげていく必要があります。

(3) 特定(産業別)最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢(18歳未満、65歳以上は除外)や業務(主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く)を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠となります。

(4) 2024年総合労働条件改善闘争(以下、2024年闘争)において、積極的な「人への投資」により実質賃金の向上をはかるとともに、経済の好循環への転換を着実なものとするをコンセプトとし取り組みました。その結果、定期昇給相当分や昇進・昇格昇給など賃金体系維持をはかったうえで、昨年の7,000円をさらに上回る10,000円以上の賃金水準改善(ベア)を実現することができました。

11年連続となる賃上げができたことは、懸命に事業を支えている組合員の不安払しょくと期待に応え得るとともに、経済の好循環に向けて電機産業労使に課せられた社会的責任を果たし得る回答であると考えます。この賃上げの結果を、特定(産業別)最低賃金に反映し、波及効果の最大化をはかる必要があります。

(5) 2024年闘争の取り組みのなかで、電機連合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、11,000円の引上げをはかり、月額184,500円の水準となりました。この水準の時間当たり換算額(中闘組合の月間所定労働時間の平均値154.52時間)は、約1,194円となります。

一方、福岡県の電機産業特定(産業別)最低賃金は1,019円と、「企業内最低賃金」時間当たり換算額と比較して低位にあり、同じ電機産業で働く非正規雇用で働く労働者を含む、すべての労働者の公正な賃金決定、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた格差改善が求められます。なお、電機産業労使で、企業内最低賃金を高卒初任給の水準に準拠させることが昨年合意され、その2年目の取り組みとなりました。引き続きこの観点での改善が求められます。

(6) 福岡県の電機産業の特定(産業別)最低賃金(1,019円)は、鉄鋼(1,053円)輸送用機械(1,029円)など、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあることから、計画的な格差改善が求められます。

(7) また、労働者の生活を見てみると、賃金水準改善(ベア)を実施しているにも関わらず、実質賃金は26か月連続でマイナスとなっています。さらに電機連合が毎年実施している調査では、対象者が組合員ではありますが、家計の収支感で赤字世帯が25%(4人に1人)を超え、過去最大となっていることから、引き続きの賃上げする必要があります。

(8) そのため、中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、原材料費の上昇分とあわせて労務費(賃上げ分)の適正な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であります。価格転嫁の対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」さらに福岡県の「パートナーシップ構築宣言」や「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」の取り組みを周知徹底し、賃上げの原資確保につなげる必要があります。

あわせて、産業全体で働き方改革による生産性向上にも労働者は取り組んでいます。

産業全体としては、コロナ禍を乗り越え、個々の企業業績にばらつきはあるものの、DXの推進やカーボンニュートラルの達成をめざす国家レベルの政策などの追い風を背景に堅調に推移しています。一方で、ウクライナ情勢やエネルギー価格の高騰リスクなど先行き不安の要素もありますが、賃上げの流れを一過性にするのではなくさらに維持・拡大をはかり、経済の好循環につなげ、経済社会のステージ転換をはかるため、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定(産業別)最低賃金を、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで合意形成をはかっていくことが不可欠であると考えます。

以上のことから、今年度も特定(産業別)最低賃金改正の必要性を強く主張します。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電気機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・日本経済は円安の進行に伴い、輸出産業の業績改善が進む一方で、品質不正問題による自動車の生産停止の影響や物価高を背景に個人消費の下振れが見込まれるとの見方が強まっている。内閣府は7月19日に2024年度の実質成長率が0.9%になるとの試算をまとめ、今年1月から0.4%下方修正した。一方、米国や欧州の中銀は高金利政策を維持しており、これが消費や投資に負の影響を与えている。また、中国経済も減速しており、世界経済全体の不確実性を高めている。

・設備投資は、日本政策投資銀行が8月6日に発表した「国内設備投資計画調査」によると、2024年度計画は対前年比全産業で+21.6%の21兆9596億円と3年連続で前年を上回った。製造業は24.7%増であり、昨年度から先送りされた投資に加え、デジタル化の加速を受けた半導体関連の能力増強投資が拡大し、EV等電動化投資も増加する見通しとしている。

・雇用動向は、九州・沖縄の2023年度平均の有効求人倍率が1.26倍で、全国の年度平均(1.29倍)を下回った。有効求人倍率は前の年度から0.03ポイント改善したが、コロナ禍直前の2019年度(1.40倍)には届かなかった。そのうち、福岡県は0.07ポイント改善の1.24倍と上昇した。

直近の6月では、九州・沖縄の有効求人倍率は1.18倍と前月から0.04ポイント低

下し、前月を下回るのは4ヶ月ぶりとなった。そのうち福岡県は、もっとも低下幅が大きく、前月比0.04ポイント低下の1.17倍であった。原材料価格などの上昇分を価格転嫁できずに求人を控える状況がうかがえる。

・中小企業庁の「中小企業景況調査(2023年4-6月期)」によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DI(1-3月期比)は全産業で4.4ポイント改善傾向にあるものの、原材料費の高騰や燃料高、価格転嫁への遅れなどもあり、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることがうかがえる。

・2024年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、11年連続の賃金改善要求(水準改善13,000円以上)に対して、満額回答で妥結した会社が相次いだ。

また、産業別最低賃金(18歳見合い)については、11,000円の引き上げ要求に対して、要求通り11,000円の引き上げの184,500円となった。

経団連が発表した集計結果によると、電機産業の大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた賃上げ率は前期比+1.40%の4.82%(全産業5.58%)であった。

・以上の通り、昨年に比べて景気は回復の動きはみられるが、中小企業は原材料費や電力費、燃料費の高騰によるコスト上昇を価格転嫁により十分に補えていない状況であり、インフレ下において企業の社会的責任において一定程度の賃上げは必要であるとの考えは理解できるが、賃上げ額の判断は、極めて慎重に判断すべきである。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】